

亀山市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第28号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第5の2の（1）の表を次のように改める。

（1）住宅の場合

区分			1件当たりの手数料の金額	
			申請に係る低炭素建築物 新築等計画が、都市の低 炭素化の促進に関する法 律第54条第1項各号に 掲げる基準又はこれと同 等の基準に適合するもの として市長が別に定める 方法により技術的審査を 受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅			5,000円	36,800円
共同 住宅 等	住 戸 部 分	1棟の総戸数が1戸 を超え5戸以下のもの	10,100円	74,500円
		1棟の総戸数が5戸 を超え10戸以下のもの	17,300円	104,800円
		1棟の総戸数が10 戸を超え25戸以下 のもの	28,900円	147,500円
		1棟の総戸数が25 戸を超え50戸以下 のもの	48,400円	211,900円
		1棟の総戸数が50 戸を超え100戸以 下のもの	86,800円	303,800円
		1棟の総戸数が100 戸を超え200戸以 下のもの	137,400円	411,500円

	1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,600円	539,600円
	1棟の総戸数が300戸を超えるもの	185,100円	633,600円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円	117,900円
	床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円	155,500円
	床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	303,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	389,100円
	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	465,100円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	541,700円
備考			
1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。			
2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。			
3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。			
4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額とする。			

別表第5の2の(3)の表を次のように改める。

(3) 複合建築物の場合

1件当たりの手数料の金額
申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。 (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 別表第5の2の(1)の表

<p>に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額</p> <p>(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合 ア及びイの金額を合算した額</p> <p>ア 住戸部分の総戸数に応じた別表第5の2の(1)の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p> <p>イ 共用部分の床面積に応じた別表第5の2の(1)の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額</p> <p>(3) 住宅以外の用途に供する場合を有する場合 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第5の2の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額</p>
<p>備考</p> <p>1 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。</p> <p>2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</p>

別表第5の3の(1)の表を次のように改める。

(1) 住宅の場合

区分		1件当たりの手数料の金額	
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅		3,000円	18,900円
共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	38,200円
		1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	54,100円
		1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	76,600円
		1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	110,800円
		1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	160,500円

	1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	82,400円	219,500円
	1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	104,100円	287,100円
	1棟の総戸数が300戸を超えるもの	111,100円	335,300円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	59,900円
	床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	79,500円
	床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	100,100円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	160,200円
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円	208,300円
	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円	249,900円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	292,500円
	備考		
1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。			
2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。			
3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。			
4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額とする。			

別表第5の3の(3)の表を次のように改める。

(3) 複合建築物の場合

1 件当たりの手数料の金額	
申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。	
(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 別表第5の3の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額	
(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合 ア及びイの金額を合算した額	
ア 住戸部分の総戸数に応じた別表第5の3の(1)の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額	
イ 共用部分の床面積に応じた別表第5の3の(1)の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額	
(3) 住宅以外の用途に供する場合を有する場合 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第5の3の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額	
備考	
1 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。	
2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。	
3 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。	
4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。	

別表第6の5の(1)の表を次のように改める。

(1) 住宅の場合

区分	1 棟当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
一戸建ての住宅	5,000円	36,800円	
共同住宅等	住戸部分 総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	10,100円	74,500円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,300円	104,800円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	28,900円	147,500円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,400円	211,900円

	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,800円	303,800円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	137,400円	411,500円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,600円	539,600円
	総戸数が300戸を超えるもの	185,100円	633,600円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円	117,900円
	床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円	155,500円
	床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	289,000円	194,500円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	303,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	389,100円
	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	465,100円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	541,700円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

(1) 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を 合算した金額
(2) 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分 の手数料の金額

別表第6の5の(3)の表を次のように改める。

(3) 複合建築物の場合

1棟当たりの手数料の金額	
申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。	
(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 別表第6の5の(1)の表 に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額	
(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次 エネルギー消費量を算定する場合 ア及びイの金額を合算した額	
ア 住戸部分の総戸数に応じた別表第6の5の(1)の表に掲げる共同住宅 等の住戸部分の手数料の金額	
イ 共用部分の床面積に応じた別表第6の5の(1)の表に掲げる共同住宅 等の共用部分の手数料の金額	
(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次 エネルギー消費量を算定しない場合 (2)のアの額	
(4) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 住宅以外の用途に供する部分 の床面積に応じた別表第6の5の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料 の金額	
備考	
1 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供 する建築物をいう。	
2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての 住宅以外の住宅をいう。	
3 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。	
4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その 他の住戸部分以外の部分をいう。	

別表第6の6の(1)の表を次のように改める。

(1) 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場	その他の場合

		合		
一戸建ての住宅		3,000円	18,900円	
共同住宅等	住戸部分	総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	6,000円	38,200円
		総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	10,400円	54,100円
		総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	17,300円	76,600円
		総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	29,000円	110,800円
		総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	52,000円	160,500円
		総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	82,400円	219,500円
		総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	104,100円	287,100円
		総戸数が300戸を超えるもの	111,100円	335,300円
共用部分		床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	59,900円
		床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	79,500円
		床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	100,100円
		床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	160,200円
		床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円	208,300円
		床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円	249,900円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	292,500円
		備考		

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。
- 4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
 - (1) 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合
住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
 - (2) 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合
住戸部分の手数料の金額

別表第6の6の(3)の表を次のように改める。

(3) 複合建築物の場合

1 棟当たりの手数料の金額
<p>申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 別表第6の6の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額 (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 ア及びイの金額を合算した額 <ol style="list-style-type: none"> ア 住戸部分の総戸数に応じた別表第6の6の(1)の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額 イ 共用部分の床面積に応じた別表第6の6の(1)の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額 (3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 (2)のアの額 (4) 住宅以外の用途に供する場合を有する場合 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第6の6の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。 3 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。 4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。